

令和8年度 神戸開業支援コンシェルジュコーディネータ業務
インキュベーションオフィス経営相談業務
インキュベーションオフィス入居審査業務

募集要領

1. 業務の概要

(1) 令和8年度 神戸開業支援コンシェルジュコーディネータ業務（以下、「コーディネータ業務」という。）

① 業務目的

神戸市は、平成23年度より地域一体となった開業支援体制を構築し、開業から事業の実施まで一貫して支援をおこなう「神戸開業支援コンシェルジュ」に取り組んでいる。この取り組みは、平成26年度より産業競争力強化法に基づき、神戸市の特定創業支援等事業計画に盛り込まれている。

開業支援コンシェルジュの事務局を担う公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下、「財団」という。）では、市内の創業の裾野を拡大するため、神戸市産業振興センターに中小企業診断士、税理士、司法書士、社会保険労務士など、専門知識を持ったコーディネータを配置することで、創業前後の個別具体的な相談体制を強化するとともに、テーマ別集合研修の受講機会を提供している。

② 業務内容

別紙、業務仕様書のとおり。

③ 委託期間

令和8(2026)年4月1日より令和9(2027)年3月31日まで

④ 契約上限額

単価契約、1回あたり30,000円。（出務要請は毎月2～3回程度、調整による。）

支払時には、上記単価に数量等を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する。

⑤ 費用負担

受託者が業務にあたり必要となる経費は、全て受託者が負担するものとする。

(2) 令和8年度 インキュベーションオフィス経営相談業務（以下、「経営相談業務」という。）

① 業務目的

財団では、新規企業育成事業の一環として、起業家や創業間もない個人・企業の育成・発展を促進し、経済の活性化と雇用の創出を目的に、多様な能力を持つ「人」が創業できる環境を整えていくことが必要であることからインキュベーション事業を実施している。

インキュベーションオフィスの入居起業家の育成支援を図るため、資金調達方法・計画、販売方法・計画、人員体制などの経営課題に対する助言を行う経営相談を実施する。

② 業務内容

別紙、業務仕様書のとおり。

③ 委託期間

令和8(2026)年4月1日より 令和9(2027)年3月31日まで

④ 契約上限額

単価契約、1回あたり30,000円。(原則月2回)

支払時には、上記単価に数量等を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する。

⑤ 費用負担

受託者が業務にあたり必要となる経費は、全て受託者が負担するものとする。

(3) 令和8年度 インキュベーションオフィス入居審査業務 (以下、「入居審査業務」という。)

① 業務目的

財団では、新規企業育成事業の一環として、起業家や創業間もない個人・企業の育成・発展を促進し、経済の活性化と雇用の創出を目的に、多様な能力を持つ「人」が創業できる環境を整えていくことが必要であることから、インキュベーション事業を実施している。

オフィスの入居を選定するにあたっては、適正かつ公平を期するため、入居希望者のビジネスプランの実現性、経営者としての資質や事業の成長性等について、財団職員とともに入居審査(事業評価等)を実施する。

② 業務内容

別紙、業務仕様書のとおり。

③ 委託期間

令和8(2026)年4月1日より 令和9(2027)年3月31日まで

④ 契約上限額

単価契約、1回あたり30,000円。(原則月1回)

支払時には、上記単価に数量等を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する。

⑤ 費用負担

受託者が業務にあたり必要となる経費は、全て受託者が負担するものとする。

2. 事業者選定スケジュール

令和7年12月3日(水) 公募開始

令和7年12月12日(金) 質問受付締め切り 17時00分必着

令和7年12月17日(水) 質問回答の送付

令和7年12月25日(木) 応募書類提出締め切り 17時00分必着

令和8年1月9日(金) 書類審査の結果通知(全員)、面接日時の通知(選考者のみ)

令和8年1月21日(水) 業務委託事業者選定委員会の開催(面接予定日)

令和8年1月22日(木) 業務委託事業者選定委員会の開催(面接予備日)

令和8年1月29日(木) 選定結果の通知・公表(予定)

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

別紙「契約書」及び「委託契約約款」により、業務委託契約を締結する。契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、又は受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

検査合格後、月末締めで適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

詳細は別紙、業務仕様書に記載のとおり。

4. 募集人数

(1) 令和8年度神戸開業支援コンシェルジュコーディネータ業務

中小企業診断士資格を有する者 若干名

司法書士資格を有する者 若干名

社会保険労務士資格を有する者 若干名

(2) 令和8年度インキュベーションオフィス経営相談業務

若干名

(3) 令和8年度インキュベーションオフィス入居審査業務

若干名

5. 応募資格

(1) 神戸開業支援コンシェルジュコーディネータ業務

①以下のうちいずれか、又は複数の資格を有していること。

- ・中小企業診断士
- ・司法書士
- ・社会保険労務士

②創業支援に必要な知識と意欲を兼ね備えていること。

創業期の「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について基本的な助言ができること。

③過去に財団の同業務のコーディネータとして選定されていないこと。

(2) インキュベーションオフィス経営相談業務

①中小企業診断士の資格を有していること。

②創業支援に必要な知識と意欲を兼ね備えていること。

創業期の「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について基本的な助言ができること。

③経営者が抱える経営課題を発見し、課題解決の助言など伴走支援ができること。

企業経営の経験があればなお望ましい。

④過去に財団の同業務の経営相談員として選定されていないこと。

(3) インキュベーションオフィス入居審査業務

①中小企業診断士の資格を有していること。

②幅広い業種や新しい事業の計画書を見て、事業評価等ができること。

③過去に財団の同業務の入居審査員として選定されていないこと。

(4) 共通

個人事業主にあってはその事業内容、法人の代表者にあっては法人の事業内容、法人に所属する者にあっては、応募者本人の業務内容が本業務の契約趣旨に合っていること。

なお、契約対象が法人の場合は、次に掲げるものを除く。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- オ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- カ 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- キ 財団における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けているもの
- ク 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- ケ 代表者及び役員に破産者又は拘禁以上の刑に処されている者がいる法人若しくは拘禁以上の刑に処されているもの

6. 応募手続

(1) 質問の受付

「募集要領」（本紙）、「契約書」、「仕様書」、「委託契約約款」及び提出書類についての質問を受け付ける。

①受付期間

令和 7 年 12 月 3 日（水）から令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時 00 分必着

②質問方法

- ・質問票（様式 4）に記入し、本要領 9 に定める宛先に電子メールで送信すること。送信後は財団に受信確認の電話をすること。

なお、電話等による質問は受け付けない。

- ・電子メールの件名は「令和 8 年度開業支援関連業務応募（氏名）」とすること。

③回答方法

すべての質問に対する回答は、令和 7 年 12 月 17 日（水）に電子メールで全員に通知するとともに財団ホームページで掲載する。

なお、質問者の氏名を公表しない。

④その他

質問への回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(2) 応募書類の提出

①受付期間

令和7年12月18日（木）から令和7年12月25日（木）17時00分必着

②提出書類

- ・応募申請書（様式1）
- ・職務経歴書（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・添付資料（様式自由。直近の創業支援の実績を示す資料があれば添付すること。）
- ・保有資格を証明するもの（例：中小企業診断士登録証の写し）
- ・公租公課の滞納がないことの証明書（写し）

※ただし、面接時には原本を提出すること。

書類（様式1～3）は、下記URLよりダウンロードすること。

<https://kobe-ipc.or.jp/archives/24793>

③提出方法

- ・本要領9に定める宛先に電子メールにより提出すること。
- ・件名を「令和8年度開業支援関連業務応募（氏名）」とし、応募者氏名を明記して送信すること。送信後は、財団に受信確認の電話をすること。

7. 選定方法及び結果の通知等

(1) 選定方法

書類審査と面接の2段階により委託事業の契約候補者を選定する。

選定は財団内に組織する選定委員会が行い、選定基準による採点の結果、それぞれの事業で最も高い評点を獲得した者から順に各事業の契約候補者を選定する。

面接日：令和8年1月21日（水）

書類審査を通過した対象者（以下「対象者」という）多数の場合は令和8年1月22日（木）にも実施する。

面接時間は、令和8年1月9日（金）に応募申請書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

面接場所：神戸市産業振興センター6階

面接方法：自己紹介、応募書類に関する質疑応答。30分程度を予定。

(2) 選定基準

契約候補者の選定は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

①神戸開業支援コンシェルジュコーディネータ業務

ア 書類審査：職務経歴書から「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の分野における知識、経験を確認する。ならびに開業支援コンシェルジュの全体構成を考慮して面接者を選定する。

イ 面接審査：本要領8ページ記載の別紙「評価項目」に従って、総合評価点の高い者から順に選定する。同一の総合評価点の者が複数ある場合は、評価項目のうち、「2. 各業務で特に求められる能力」の合計評点が高い者から順に契約候補者を選定する。

なお、市内事業者に対する優先的取り扱い（5点）は、下記いずれかを加点する。

- ・事業所（勤務場所）所在地が神戸市内である場合 5点
- ・事業者（自宅）所在地が神戸市内である場合 5点

②インキュベーションオフィス経営相談業務

ア 書類審査：職務経歴書から経営相談に資する知識、経験を確認し、面接者を選定する。

イ 面接審査：本要領8ページ記載の別紙「評価項目」に従って、総合評価点の高い者から順に選定する。同一の総合評価点の者が複数いる場合は、評価項目のうち、「2. 各業務で特に求められる能力」の合計評点が高い者から順に選定する。

なお、市内事業者に対する優先的取り扱い（5点）は、（2）①イと同様とする。

③インキュベーションオフィス入居審査業務

ア 書類審査：職務経歴書から事業評価等に資する知識、経験を確認し、面接者を選定する。

イ 面接審査：本要領8ページ記載の別紙「評価項目」に従って、総合評価点の高い者から順に選定する。同一の総合評価点の者が複数いる場合は、評価項目のうち、「2. 各業務で特に求められる能力」の合計評点が高い者から順に選定する。

なお、市内事業者に対する優先的取り扱い（5点）は、（2）①イと同様とする。

（3）注意事項

①評価点の合計が6割に達していない場合は、選定しない。

②（2）にかかわらず、同一対象者が複数の業務において最高得点となった場合であっても、原則として契約できる業務は1件のみとし、対象者の希望順位に基づいて契約候補者となる業務を決定する。その際、当該対象者が契約候補者とならなかつた業務については、総合評価点の次順位の対象者から選定する。

③選定した者との契約締結が調わないときは、選定順に契約締結の協議を行う。

④該当者がいない場合は、財団が契約相手を指名する。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知・公表

書類審査の結果は、令和8年1月9日（金）に電子メールにより通知する。

面接審査の結果は、選定後速やかに電子メールにより通知する。

8. その他

- (1) 応募に要する費用は全て、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 提出された応募書類は、審査・選定の用以外に使用しない。ただし、こうべ産業・就労支援財団情報公開要綱に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 応募書類の提出後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の応募は無効とする。
- (5) 令和8年度の神戸市予算が成立しない場合は、契約の締結をしないことがある。

9. 提出・問合せ先

【電子メール】

kaigyoshien@kobe-ipc.or.jp

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団 経営支援部

※件名は「令和8年度開業支援関連業務応募（氏名）」とすること。

【電話】

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団 経営支援部

078-360-3202

受付時間：土日祝日を除く平日の午前9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

【評価項目】

開業支援コンシェルジュコーディネーター／インキュベーション神戸ハーバーオフィス経営相談員／
インキュベーション神戸ハーバーオフィス入居審査員の評価項目

評価項目	コーディネータ	経営相談員	入居審査員
1 中小企業支援の経験・能力・姿勢	30	30	30
創業者・中小企業の経営者に対する創業支援・経営支援経験	10	10	10
創業者・中小企業の経営者についての考え方、支援方針（伴走支援の考え方、支援方針）	10	10	10
柔軟性、コミュニケーション能力	10	10	10
2 各業務で特に求められる能力	50	50	50
相談や事業プランの説明に対して即時に課題の発見、解決策の提示など適切な対応ができるか	15	10	20
独自の強み、専門性（ITやSNSへの理解が高い等）があるか	10	5	5
中小企業の経営者との良好な関係を構築していくか	5	15	0
事業者の経営判断に対して適切に助言ができるか	10	10	5
自身の経営経験（土業での経験を除く）	5	5	5
事業の成長性・独自性・実現性を分析する力があるか	5	5	15
3 関係者（職員、他の支援機関含む）との調整能力、協調性	15	15	15
公的支援機関の役割についての理解	5	5	5
公的支援機関等で中小企業支援経験が3年以上ある	5	5	5
市内事業者が活用できる支援機関や支援内容をよく理解している	5	5	5
4 市内事業者に対する優先的取り扱い	5	5	5
事業所（勤務場所）所在地が神戸市内である	5	5	5
事業者（自宅）が神戸市内である			
総合評価点	100	100	100

【参考】

神戸開業支援コンシェルジュ コーディネータ
助言 4 分野

分 野	具体例
経 営	経営理念、経営計画、事業戦略、組織、事業計画策定、知的財産、会社設立、開業手続き、補助金 等
財 务	財務・会計・経理（口座管理、決済手段、帳簿作成）、税務、資金繰り、資金調達、創業計画書の作成（資金計画、利益計画） 等
人材育成	人材確保、雇用（就業規則、人材育成）、労務管理、社会保険、給与（賃金、退職金） 等
販路開拓	営業活動、マーケティング（商品・サービスの企画・開発、ブランドティング、市場調査・分析、価格設定、広告・宣伝・広報、販売促進、流通、マーチャンダイジング、店舗演出、集客、接客）、IT導入・活用、SNS・WEB広告の運用、AI活用 等